

公文例式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

公文例式規程の一部を改正する訓令

公文例式規程（昭和40年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(契約書の形式)</p> <p>第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 委託契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>注1・2 [略]</p> <p>3 第13の違約金並びに第14及び第21の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として<u>年2.6パーセント</u>とすること。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(2) 不動産売買契約（買受け）の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>注1 第8の違約金の額の計算に係る割合は、原則として<u>年2.6パーセント</u>とすること。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(3) 不動産売買契約（売渡し）の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>注1 第3第2項の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として<u>年2.6パーセント</u>とすること。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(4) 物品売買契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>注1 [略]</p> <p>2 第7の遅延利息及び第8の違約金の額の計算に係る割合は、原則として<u>年2.6パーセント</u>とすること。</p>	<p>(契約書の形式)</p> <p>第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 委託契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>注1・2 [略]</p> <p>3 第13の違約金並びに第14及び第21の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として<u>契約締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣の決定する率</u>とすること。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(2) 不動産売買契約（買受け）の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>注1 第8の違約金の額の計算に係る割合は、原則として<u>契約締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の財務大臣の決定する率</u>とすること。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(3) 不動産売買契約（売渡し）の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>注1 第3第2項の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として<u>契約締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の財務大臣の決定する率</u>とすること。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(4) 物品売買契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>注1 [略]</p> <p>2 第7の遅延利息及び第8の違約金の額の計算に係る割合は、原則として<u>契約締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の財務大臣の決定する率</u>とすること。</p>

3～8 [略]

(5) 不動産賃貸借契約（借受け）の場合

[略]

注1 第3第3項の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として年2.6パーセントとすること。

2～4 [略]

(6) 不動産賃貸借契約（貸付け）の場合

[略]

注1 第3第3項の遅延利息及び第10第2項の違約金の額の計算に係る割合は、原則として年2.6パーセントとすること。

2～4 [略]

(7) 賃貸借契約（長期継続契約）の場合

[略]

注1 [略]

2 第11の遅延利息及び第12の違約金の額の計算に係る割合は、原則として年2.6パーセントとすること。

3～7 [略]

(8) [略]

3～8 [略]

(5) 不動産賃貸借契約（借受け）の場合

[略]

注1 第3第3項の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として契約締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の財務大臣の決定する率とすること。

2～4 [略]

(6) 不動産賃貸借契約（貸付け）の場合

[略]

注1 第3第3項の遅延利息及び第10第2項の違約金の額の計算に係る割合は、原則として契約締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の財務大臣の決定する率とすること。

2～4 [略]

(7) 賃貸借契約（長期継続契約）の場合

[略]

注1 [略]

2 第11の遅延利息及び第12の違約金の額の計算に係る割合は、原則として契約締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の財務大臣の決定する率とすること。

3～7 [略]

(8) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。